

# 令和7年9月文京区議会定例議会追加提案事項

## 1 文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例及び内容  
法の一部改正に伴う引用条文の整備  
ア 文京区立障害者福祉施設条例(平成16年3月文京区条例第9号)  
「第5条第13項」 → 「第5条第14項」(第3条第2項第1号)  
「第5条第14項」 → 「第5条第15項」(第3条第2項第2号)  
イ 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(令和6年12月文京区条例第37号)  
「第5条第18項」 → 「第5条第19項」(第54条第1項)  
ウ 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(令和6年12月文京区条例第38号)  
「第5条第18項」 → 「第5条第19項」(第50条第1項)
- (3) 施行期日 公布の日

## 2 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 一時利用制自転車駐車場における自転車の撤去等に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容  
ア 区長が撤去及び保管をすることができる自転車に係る規定の追加(第11条第1項)
  - ・ 一時利用制自転車駐車場において、規則に定める期間を超えて継続して駐車してある自転車  
イ 一時利用制自転車駐車場の利用期間に係る規定の整備(別表第2)  
一時利用制自転車駐車場の利用は、自転車を駐車用の機器に固定したとき又は発券機により駐車券を取得したときから起算し、規則に定める期間までとする。  
ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年12月1日

## 3 文京区立本駒込図書館改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立本駒込図書館改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金3億4,925万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区後楽一丁目1番13号  
株式会社小野組  
代表取締役社長 猪又正巳

### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年11月30日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和8年度 債務負担行為

#### 4 文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容
  - ア 契約の目的 文京区立元町公園整備工事（第二期）
  - イ 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
  - ウ 契約金額 金7億6,301万6,100円  
（変更前の契約金額 金5億6,232万5,500円）
  - エ 契約の相手方 小野・大洋建設共同企業体
    - 構成員（代表者） 東京都文京区後楽一丁目1番13号小野水道橋ビル4階  
株式会社小野組東京支店  
執行役員東京支店長 松岡毅
    - 構成員 東京都文京区千駄木三丁目33番4号203  
大洋造園土木株式会社文京支店  
支店長 棚倉恒夫

#### 【参考】

- ① 工 期 令和5年9月28日から令和7年11月25日まで
- ② 支出科目 令和5年度及び令和6年度 一般会計 総務費 防災対策費  
土木費 公園緑地費  
令和7年度 一般会計 土木費 公園緑地費

#### 5 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和6年2月21日、東京都文京区小石川一丁目21番先路上において、文京区所有の清掃軽小型ダンプ車による自動車事故が発生し、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 治療費、交通費、休業損害、慰謝料等を文京区が負担する。
- (4) 賠償金額 金213万4,458円
- (5) 相手方 自転車を運転していた者

#### 6 令和7年度文京区一般会計補正予算

#### 7 令和7年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

#### 8 令和7年度文京区介護保険特別会計補正予算

#### 9 令和7年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算